

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者要件の特例 ～農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁～

(地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和 国土交通省関係国家戦略特別区域法
第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第2条
平成29年3月30日施行)

特例措置前

○農家民宿等の宿泊事業者が行う「着地型旅行商品」等の企画旅行の提供には、営業所ごとに「旅行業務取扱管理者」を選任しなければならない。

○「旅行業務取扱管理者」は、旅行業法や旅行業約款に加え、仲介する各種運送サービスや宿泊サービスの法令と契約、運賃制度など、職務に関し必要な知識や能力を判定する国家試験に合格した者でなければならない。

(規制の根拠)

旅行業法第11条の2

ニーズ

○着地型旅行商品等のインバウンド需要が増加しているのに対し、「旅行業務取扱管理者」が不足している。

○着地型旅行商品の企画旅行の提供には必ずしも必要のない高度な内容が国家試験科目にある。

特例措置

○旅行業法上の必置資格である「旅行業務取扱管理者」について、現行の旅行業務取扱管理者試験の科目の中から、当該特区における着地型旅行商品の取扱いに必要最小限の内容のみ試験を実施する。

○具体的には、法令に関する知識と、約款のうち「旅行業」及び「運送(※)」に関する知識が問われる。

○試験を実施しない科目については、別途研修で補完する。

※「バス」「鉄道」「海運」「航空」の中から当該特区内の企画旅行で利用する運送手段に関する試験のみを実施。

効果

○農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供を促進する。

○訪日外国人を含めた観光客の増加に対応し、地方創生を推進する。